平成２２年（フ）第１５４号
長野県安曇野市豊科2571番地５
債務者　松田　直人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１６２号
長野県松本市女鳥羽２丁目４番11号
債務者　古田　和敏
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１６９号
長野県松本市南原２丁目14番Ｃ―703号
債務者　丸山けさみ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７０号
長野県松本市大字原87番地４　ディアス五反田102
債務者　平野　篤
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７６号
長野県松本市桐２丁目６番26号　Ｄ号室
債務者　加賀谷正人
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７９号
長野県北安曇郡松川村3402番地145
債務者　伊藤　優
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４３７号
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　ひまわり荘12号
債務者　井上　秀一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
三重県名張市東田原845番地104
債務者　谷奥　浩
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１８５号
三重県桑名市東方334―１　サンローヤル桑名606、住民票上の住所愛知県東海市高横須賀町葭山19番地の１　ハイツよし山202号
債務者　田中　亨佳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
三重県桑名市大字島田922番地19　島田第三団地19号
債務者　富田　良弘
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬258番地20
債務者　津野　英男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４８号
滋賀県東近江市林町264番地
債務者　宝技工こと　片山　茂男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３２４号
兵庫県伊丹市中央４丁目１番５―501号、前住所兵庫県川西市錦松台３番３号
債務者　上坂　圭二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３７号
兵庫県伊丹市南野５丁目１番７号
債務者　村下美和子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３４１号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目31番地１ハイツ早苗307号、前住所神戸市灘区灘南通６丁目１番15―203号
債務者　藤井　良則
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９２号
兵庫県加古川市加古川町美乃利289番地の９
債務者　久保田礼子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目60番地２
債務者　山村　弘
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７９号
兵庫県加古川市山手２丁目８番10号
債務者　寺戸　暁
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部